

入札結果・契約情報

		件名 (電子入札対象案件)				場所	
		平成24年度公共下水道事業中央幹線雨水循環ポンプ設備工事				豊中市利倉東2丁目地内	
						担当部(局)課(室)	
						上下水道局 技術部 下水道技術センター下水道施設	
契約業者名	(株)第一テクノ 関西支店	履行期間	契約締結日 平成25年2月28日	から まで	契約方法	一般競争入札 落札	種別 機械器具設置工事
契約金額	27,573,000	契約業者	大阪府大阪市北区大淀中1-4-16		郵送	平成24年6月22日 午後1時30分	
(内消費税額)	1,313,000	所在地			入札期間	平成24年6月25日 午前9時00分 から 平成24年7月6日 午後5時00分 まで	
予定価格(税込)	31,552,500	最低制限価格(税込)	27,412,350	落札金額	27,573,000	開札日時	平成24年7月9日 午前10時30分
予定価格(税抜)	30,050,000	最低制限価格(税抜)	26,107,000	落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。			

合算又は按分状況	No.	業者名及び入札経過	第1回(円)	第2回(円)	第3回(円)	第4回(円)	落札比率
合算又は按分状況	1	8193-1 (株)第一テクノ 関西支店	落札 26,260,000				87.39%
	2	8991-1 藤吉工業(株) 大阪支社	26,400,000				
	3	638-1 石垣メンテナンス(株) 大阪支店	26,888,000				
	4	8706-1 (株)ミゾタ 大阪営業所	26,980,000				
	5	1565-1 (株)電業社機械製作所 大阪支店	27,045,000				
工事概要	6	2248-1 新明和工業(株) 関西支店	最低制限価格未達失格 25,813,000				
	7	1653-0 (株)鶴見製作所	最低制限価格未達失格 25,950,000				
備考							

入札結果・契約情報

		件 名				場 所		
		豊中市立第七中学校ガス設備改修工事				豊中市庄内栄町5丁目10番1号		
						担 当 部 (局) 課 (室)		
						資産活用部 施設整備課		
契約業者名	大阪瓦斯(株) エネルギー事業部 北東部エネルギー営業部	履行期間	契約締結日 平成24年9月21日	から まで	契約方法	随意契約2号該当 採用	種別	管その他
契約金額 (内消費税額)	8,209,950 390,950	契約業者 所在地	大阪府東大阪市稲葉2-3-17		現 場 説 明	平成24年6月27日 午後4時00分 第1入札室		
予定価格(税込)	非公表	最低制限価格(税込)	非公表	落札金額	8,209,950	見 積 合 せ	平成24年7月12日 午後4時00分 第1入札室	
予定価格(税抜)	非公表	最低制限価格(税抜)	非公表	落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。				

合算又は按分状況	No.	業者名及び入札経過	第1回(円)	第2回(円)	第3回(円)	第4回(円)	落札比率
	1	6500-1 大阪瓦斯(株) エネルギー事業部	採用 7,819,000				
工 事 概 要							
豊中市立第七中学校のガス設備改修工事一式を行うもの。							
備 考							

随意契約理由書

豊中市立第七中学校ガス設備改修工事

理由

本工事は計画的に埋設後 20 年以上経過したガス配管を取替える工事で、今回工事を実施する豊中市立第七中学校のガス配管が、経年劣化による腐食が進んでいる恐れがあることから、腐食に強い配管に取替え、当中学校のガス設備の更新を図るものです。

ガス工事を施工するにあたっては、ガス事業法第 17 条の規定において、経済産業大臣の許可を受けた業者が施工することとなっております。また、ガス工事を施工するにあたっては、経済産業大臣の許可を受けたガス供給規定に基づき施工する必要があります。

この条件を満たし、当該工事の所在地を事業区域とする事業者は、大阪瓦斯株式会社エネルギー事業部北東部エネルギー営業部しかないため、同社と随意契約を締結するものです。

随意契約理由書

豊中市立原田学校ガス設備改修工事

理由

本工事は計画的に埋設後 20 年以上経過したガス配管を取替える工事で、今回工事を実施する豊中市立原田学校のガス配管が、経年劣化による腐食が進んでいる恐れがあることから、腐食に強い配管に取替え、当小学校のガス設備の更新を図るものです。

ガス工事を施工するにあたっては、ガス事業法第 17 条の規定において、経済産業大臣の許可を受けた業者が施工することとなっております。また、ガス工事を施工するにあたっては、経済産業大臣の許可を受けたガス供給規定に基づき施工する必要があります。

この条件を満たし、当該工事の所在地を事業区域とする事業者は、大阪瓦斯株式会社エネルギー事業部北東部エネルギー営業部しかいないため、同社と随意契約を締結するものです。

随意契約理由書

大阪国際空港周辺緑地2街区シャワー室ガス設備工事

理由

本工事は大阪国際空港周辺緑地に建設される芝生競技場のシャワー室設置に伴い、ガス配管類の工事を行うものです。

ガス工事を施工するにあたっては、ガス事業法第17条の規定において、経済産業大臣の許可を受けた業者が施工することとなっております。また、ガス工事を施工するにあたっては、経済産業大臣の許可を受けたガス供給規定に基づき施工する必要があります。

この条件を満たし、当該工事の所在地を事業区域とする事業者は、大阪瓦斯株式会社エネルギー事業部北東部エネルギー営業部しかいないため、同社と随意契約を締結するものです。

随意契約理由書

豊中市立野田小学校ガスメーター廻り改修工事

理由

本工事は計画的に埋設後20年以上経過したガス配管の取替え工事に伴って、腐食が進んでいる恐れのある野田小学校のガスメーター廻りの改修工事を行うものです。

ガス工事を施工するにあたっては、ガス事業法第17条の規定において、経済産業大臣の許可を受けた業者が施工することとなっております。また、ガス工事を施工するにあたっては、経済産業大臣の許可を受けたガス供給規定に基づき施工する必要があります。

この条件を満たし、当該工事の所在地を事業区域とする事業者は、大阪瓦斯株式会社エネルギー事業部北東部エネルギー営業部しかいないため、同社と随意契約を締結するものです。